

# 役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 みどり葉福社会

**社会福祉法人みどり葉福社会**  
**役員等の報酬及び費用弁償規程**

**(目的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり葉福社会(以下「法人」という。)の報酬及び費用弁償について規定するものである。

**(定義)**

第2条 この規程における役員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう

**(範囲)**

第3条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員等報酬
- (2) 費用弁償

**(会計処理の基準)**

第4条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

**(報酬の額)**

第5条 役員等報酬は、役員が理事長の招集に応じ会議に出席したときは、その出席 1 日につき、5,500 円を支給する。

**(役員等報酬の支払)**

第6条 役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

**(費用弁償)**

第7条 役員等が職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、園の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

**附則**

この規程は、平成16年 4 月 1 日から実施する。

**附則**

この規程は、平成29年 4 月 1 日から実施する。